



産廃処理費の支払い方法について

質 問

- ① 相談者：電気工事業者
- ② 相談案件：処理費の支払い方法。
- ③ 内容：産業廃棄物の委託契約は、収集運搬業者と処分業者と別個に締結している。産廃処理費についても個別に業者支払いを行っているが今後変更を予定している。
- ④ 質問：行政のパンフレットでは産廃処理費は、個別の業者に支払う方法が「望ましい」とあるが、業者に一括支払は違法性があるのか、その理由は何か？

回 答

- ① 原則的な見解は、個別の委託処理契約に基づき、事業者は収集運搬業者と処分業者に個別に処理費を支払うこと。
- ② ただし、処理費の支払方法については廃棄物処理法では特段の定めがない。むしろ商法と民法に委ねられていると解釈されている。
- ③ 現状では、廃棄物処理に伴う処理費の支払いが、収集運搬業者に処分費を含めた処理費を支払い、その中から処分業者に処理費が支払われる方法が存在し、通用している。
- ④ 処理費の支払い方法には、多くの行政官庁では「違法とは言えないが望ましく無い」の見解を出している。その理由として、不法投棄など不適正処理の要因となる要素が想定されるからである。
- ⑤ これは契約した処分業者にて処分されずに処理費の安い他の処分業者にて処分されても、排出事業者としては確認が容易でない場合が多いためである。
- ⑥ 行政では排出事業者が処分まで責任持って確認する義務を果たすためには「処分費を個別に支払うのが望ましい」と趣旨の周知と協力を要請している。

